

令和 7 年

第 4 回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和 7 年 4 月 1 8 日)

飯舘村農業委員会

令和7年第4回飯舘村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和7年4月18日（金）					
招集場所	飯舘村役場 2階 第一会議室					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和7年4月18日 午後1時30分 閉会 令和7年4月18日 午後2時11分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 6名 欠席委員 1名 〔○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席〕	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	山田 豊	○	2	赤石澤忠則	○
	3	開沼 剛	○	4	菅野啓一	○
	5	嶋原清三	△	6	西尾ツネ	○
	7	原田直志	○			
会議録署名委員	1番 山田 豊			4番 菅野啓一		
職務出席者	事務局長 松下貴雄 事務局次長 齋藤博史			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和7年第4回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	松下義喜	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	紺野政勝	関 沢	議案第8号の1
4	庄司武実	小 宮	議案第8号の2～4
5	濱名時夫	八木沢・芦原	議案第8号の5
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	西川 徳	宮 内	
9	佐藤隆男	飯樋町	
10	渡邊文夫	前田・八和木	議案第8号の6～11、 第9号の1、第10号
11	三瓶政美	大久保・外内	
12	新妻幹男	蔵 平	
13	林 吉安	臼 石	

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名委員の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 8 号

営農型太陽光発電設備の設置（更新）について

日程第 5 議案第 9 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 10 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

日程第 7 議案第 11 号

現況確認証明について



(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和7年第4回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) それでは皆さんご苦労様でございます。暖かくなりまして、昨日のニュースを見ておりますと、桜の開花は飯舘村と青森は一緒であると触れており、どちらが寒いかなんて言う話もありますが、これからますます皆様方も忙しくなる中、急な気温の上昇による熱中症等には十分気を付けて生活をなさってください。今日一日また会議の方順調に進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いしたいと思っております。ありがとうございます。以上で終わります。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員は6名です。よって本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、1番 山田豊 委員、
4番 菅野啓一 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

○日程第4 議案第8号 営農型太陽光発電設備の設置（更新）について

議長 営農型太陽光発電設備の設置（更新）について を議題といたします。

議長 設置箇所が11箇所ございますが、被設定人が全て同一であることから、事務局から全体の概要説明をさせたのち、対象の地区ごとに担当委員からの説明をいただきます。

それでは、議案第8号について、事務局より概要説明をいただきます。

事務局） それでは、議案第8号について（議案のとおり）説明します。

議長 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員） 担当の（農地利用最適化推進委員）紺野政勝 が報告します。
譲渡人立会のもと、現地を確認して参りました。多少猪の被害はありましたが、きれいに草刈られていました。最近になって、貸している土地一帯を草刈りしてもらえて助かっています、ということで喜んでいました。そういうことできれいに管理していました。以上です。

担当委員） 担当の（農地利用最適化推進委員）庄司武実 が報告します。
この地区については、3件ですが、3件共に現地を確認しまして、貸出人からお話を聞いた中では、年に2回程刈取りをしており、草地としてのきれいな管理をされておりました。以上です。

担当委員） 担当の（農地利用最適化推進委員）濱名時夫 が報告します。
貸出人ご本人が施設に入所されていたため、連絡が取れませんでした。ただ、ご家族に確認をしたところ、内容に関しては聞いていると、併せて太陽光の周りのものをみてきたところ、きれいに草が刈られて手入れされていたので、問題ないかと思います。以上です。

担当委員） 担当の（農地利用最適化推進委員）渡邊文夫 が報告します。
本地区については6件あります。4月5日に電話対応でしたが、それぞれ書類の確認をして間違いのないことでした。また、4月10日に、私と、譲受人立会のもと、現地を確認しております。それぞれきれいに草刈り管理をしてありました。審議の程よろしくをお願いします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13 : 44 ~ 13 : 46)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第8号の1~11については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第8号の1~11は原案のとおり可決いたします。

○日程第5 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

議案が2件あるため、順番に進めます。

議 長) それでは、議案第9号の1について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第9号の1について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)渡邊文夫 が報告します。

4月10日に、委員2名、申請者2名、代理人行政書士、事務局で現地確認をしてきております。譲渡人が昨年病気になったということで、息子と相談したところ、生前贈与をした方が良いというような考えに至り、申請を行ったという話でした。以上審議の程よろしく願いいたします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13 : 49 ~ 13 : 50)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第9号の1については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第9号の1は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして、議案第9号の2について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第9号の2について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)菅野啓一 が報告します。

3月半ば過ぎ頃に、私の自宅へ申請者ご家族が来訪されました。生前贈与の申請にあたり、前もって話を通します、ということで来ていただいております。事前に今回の内容に関してお話を受けておりましたので、問題ないと思われます。審議の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13:53~13:54)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第9号の2については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第9号の2は原案のとおり可決いたします。

○日程第6 議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について

議 長) 議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可後の事業計画変更申請について を議題といたします。

議 長) それでは、議案第10号について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第10号について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)渡邊文夫 が報告します。

4月7日に、申請者の代理人であります行政書士へ電話での対応でしたが、内容を聞き取りました。何故、変更が一回二回と続き計画通りの履行ができなかったかお聞きしたところ、風車建設地の造成工事の遅れ、電力会社側の事業の遅れがあり、期間内に終了することができなかった、という事情があり、今回の変更を申し出たということでございます。以上審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13 : 58 ~ 13 : 59)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第 10 号については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり可決いたします。

○日程第 7 議案第 11 号 現況確認証明について

議 長) 議案第 11 号 現況確認証明について を議題といたします。

議 長) それでは、議案第 11 号について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第 11 号について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)赤石澤忠則 が報告します。

3月19日に、担当委員3名、申請者の代理人である行政書士、事務局の5名で現地を確認して参りました。申請者は、今から40年程前に学校を卒業と同時に就職でいかれてまして、その後母親が、一人で、その農地を守って生活をしていたと、ただ、年齢を重ねまして、息子のところに行くということで、県外の息子のところに移りまして、その後農地はそのままの状態、手つかずの状態であったということでございます。本来であれば3条申請で、手続きを進めるところでありましたが、現況が山林化しているというようなことで、現況調査を受けるような形の、今回の申請となりました。見てもらうとわかりますように、花塚浄水場の向かい側でありまして、周りはほぼ山であります。どこから畑か、田んぼからの現況が確認できない程山となっております。そのような状態から、現況確認してきた、ということでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 14 : 02 ~ 14 : 10)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第 11 号については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり可決いたします。

○閉会の宣告

議長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。

これで令和7年第4回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和7年4月18日

飯館村農業委員会 会長 原田 直志

同 議事録署名委員 1番 山田 豊

同 議事録署名委員 4番 菅 野 啓一

○

○